



平成 27 年 11 月 9 日

各 位

会社名 オールウイル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 小口英器  
(東証第二部 コード番号: 3143)  
問合せ先 取締役管理副本部長 青柳あゆみ  
( TEL. 03-5772-4488)

### 監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年11月9日開催の取締役会において、下記のとおり、「監査等委員会設置会社」に移行することを決定し、平成28年6月24日開催予定の当社第30回定時株主総会に、定款の一部変更について議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

当社は現行監査役会設置会社であり、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおりますが、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により監査等委員会設置会社制度が新たに創設されました。当社も構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置することにより、コーポレート・ガバナンスの更なる充実に努めることを企図し、監査等委員会設置会社に移行するものです。

##### (2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 24 日開催予定の当社第 30 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

①「監査等委員会設置会社」への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

②会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も継続的に取締役として有用な人材の招聘を行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第 27 条の一部を変更するものであります。なお、現行定款第 27 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

③その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うとともに、重複する規定の削除及び一部文言の修正を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 28 年 6 月 24 日 (金)

定款変更の効力発生日 (予定) 平成 28 年 6 月 24 日 (金)

以上

## 会社法改正に伴う定款一部変更案

「会社法の一部改正する法律」によって、変更案の内容は下記の通りです。

(下線部分に変更箇所を示す)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 取締役会</li> <li>2 <u>監査役</u></li> <li>3 監査役会</li> <li>4 会計監査人</li> </ol> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式 第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員 数) 第18条 当社の取締役は15名以内とする。 (新設)</p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② (条文省略)</li> <li>③ (条文省略)</li> </ol> <p>(任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② (条文省略)</li> </ol> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 取締役会</li> <li>2 <u>監査等委員会</u> (削除)</li> <li>3 会計監査人</li> </ol> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式 第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員 数) 第18条 当社の取締役は15名以内とする。 <u>② 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② (現行どおり)</li> <li>③ (現行どおり)</li> </ol> <p>(任 期) 第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>② (現行どおり)</li> <li>③ <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></li> <li>④ <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></li> </ol>

<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選任し、必要に応じて、取締役会長 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び各監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条～第 25 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第 27 条 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u> (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役の中から</u>取締役社長 1 名を選任し、必要に応じて、取締役会長 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条～第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第 27 条 当会社は、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u> (監査等委員会の権限)</p> <p><u>第 28 条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 29 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
---	---



査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ  
重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として  
責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算  
第 37 条～第 40 条 (条文省略)

第 6 章 計 算  
第 31 条～第 34 条 (現行どおり)

以上